

## 令和4年度第7回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和4年10月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和4年10月25日(火) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

5番 中野 浩光 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡邊 博史 堀田 啓

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

主 事 宮崎 雄司

議事日程

### 1 提出案件

#### (1) 議決案件について

【議案第20号】 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 1件

【議案第21号】 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 3件

#### (2) 報告案件について

【報告第13号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 7件

【報告第14号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 6件

### 2 その他

会

長 皆さん、こんにちは。

収穫の秋を迎え、稲刈り始め農作業が忙しい時期です。日によって寒暖差があり、体調を崩しやすい時期ですので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

では、只今から、令和4年度第7回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は14番 樋口 博（ひぐち ひろし）委員と1番 伊藤 正敏（いとう まさとし）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第20号】

・農地法第3条の規定に係る許可申請 …………… 1件

【議案第21号】

・農地法第5条の規定に係る許可申請 …………… 3件

（2） 報告案件について

【報告第13号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 7件

【報告第14号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 6件

それでは、【議案第20号】 農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

議案書1ページ、番号R4-7をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番、登記は田・現況共に田で面積は\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

譲渡人は高齢により自身で管理できず、本申請地を以前より譲受人の母に貸していました。今回の申請は、そのあとつぎである譲受人に所有権移転するものです。

譲受人は、トラクター、コンバイン、乾燥機を各1台所有しており、従事日数は世帯で200日、経営面積は田と畑をあわせて2,399㎡、申請地への通作距離は約0.3km、通作時間は徒歩で平均4分です。

その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山田委員となります。

山 田 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、許可することといたします。

続きまして、【議案第21号】農地法第5条の規定による許可申請3件について議案とします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第21号 R4-12をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番で登記田・現況畑で面積は\_\_\_\_\_㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は分家住宅の建築です。

申請者は、\_\_\_\_\_の賃貸アパートに住んでおります。申請者には子どもが2人おり、今後子どもの成長を考えると、現在の賃貸アパートでは手狭になるため、戸建て住宅の建築を検討しました。

しかし、申請者には所有する土地がないため、実家での同居も検討しましたが、2世帯で生活できるような間取りではなく、実家の建て替えについても父母の同意が得られませんでした。そのため、申請者の祖父母に相談したところ、申請地において建築の同意を得られたため本申請に至りました。

申請地は、駅、インターチェンジ及び市役所及びこれらに類する施設の概ね300m以内の区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー(ア)ーaー(b)に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件も山田委員の地元となりますが

山 田 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。  
続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第 21 号 R4-13 をご覧下さい。  
申請地は、          番、          番、          番、          番、          番で登記・現況は議案書のとおりで、面積は合計  $\text{m}^2$ です。譲受人及び譲渡人は別紙のとおりです。転用目的は駐車場の造成です。  
申請者は、本店を          に置き、営業所を          に置く法人です。  
申請者は、今回の申請地の隣地の運送業者からの仕事を多く受けており、利便性の観点から毎月賃料を支払い、同社の敷地内で駐車し荷待ちしている状況です。  
現在借りている駐車場は狭く、申請者よりも貸主の利用を優先されているため、利用に不便を感じているところです。そういった経緯もあり、申請地を自社の駐車場とすることで、作業効率が向上すると考えて、土地所有者の承諾を得て本申請に至りました。  
申請地は街区に占める宅地の割合が 40%を超える区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（b）に該当するため、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件となります。また、一般基準についても特段の問題はございません。  
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件の地元は後藤 章（ごとう あきら）委員になりますが、

後 藤 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）

事 務 局

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

議案第 21 号 R4-14 をご覧下さい。

申請地は、                    番、                    番、                    番、                    番で登記・現況は議案書のとおりで、面積は合計                    m<sup>2</sup>です。譲受人及び譲渡人は別紙のとおりです。転用目的は寄宿舍の建築です。

申請者は、                    に事業所を置き、土木工事請負業・建築工事請負業・測量業を中心に行っている法人です。

申請者は、公共工事を請け負うことが多く、道路工事、河川・橋梁工事、上下水道工事と幅広く工事を請け負っております。

地元での仕事を中心であるため、地域防災にも力を入れており、災害時における応急対策協定を締結し、道路冠水時や冬場の路面凍結防止散布等の要請に応じ、社員を派遣するなど積極的に出動しております。

事業の中心が現場作業となるため、早朝に集合し、その日の必要な工具や機械等を準備し、現場作業へ向かっております。

土木工事については、近隣の現場が多いため、社員の負担も大きくありませんが、測量業については、元請業者が豊橋であるため、必然的に現場が遠方になることが多く、測量の作業をする社員の負担が大きいのが現状です。

また、災害時の出動についても、営業時間内であれば早急な対応が可能ですが、時間外の活動も多く、一度会社へ集合してから向かうため、急な召集により社員の負担が大きくなっております。

そのようなことから、事業所近くに寄宿舍を建築することで、社員の負担軽減、新規雇用の促進、地域防災へ迅速な対応ができると考えました。

土地選定について、まずは事業書周辺で検討しましたが、営農継続の意向などから土地所有者の同意を得ることができず、申請地で所有者の承諾をえることができ申請に至りました。

申請地は住宅、店舗、事務所その他の事業施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地であり、その規模が概ね10ha未滿であるため、農地の区分の該当事項のオー（アー）ーbに該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件となります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
 この案件は後藤 章正（ごとう ふみまさ）委員の担当となります  
 後 藤 委 員 特に問題ありません。

会 長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。  
 なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」とし  
 て、よろしいでしょうか。  
 （「異議なし」の声あり）  
 ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とし  
 て、回答することといたします。  
 続きまして【報告第13号】及び【報告第14号】を事務局より読み  
 上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いしま  
 す。  
 事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは【報告第14号】農地法第4条第1項第8号の規定による届  
 出から説明いたします。  
 議案書4ページをご覧ください。  
 番号13、\_\_\_\_\_番で登記現況共に畑です。  
 こちら日下部委員の案件となります。

日下部委員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。  
 続きまして番号14、\_\_\_\_\_番で登記畑・現況宅地です。  
 こちら中野委員の案件になります。

中 野 委 員 問題ありません。  
 ありがとうございます。

事 務 局 続きまして、番号15、\_\_\_\_\_番で登記田・現況雑種地です。  
 こちらも中野委員お願いします。

中 野 委 員 問題ありません。  
 ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号16、\_\_\_\_\_番で登記畑・現況雑種地です。  
 こちら渡邊推進委員お願いします。

渡邊推進委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 17、\_\_\_\_\_番で登記田・現況雑種地です。  
こちら山田委員お願いします。

山田委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 18、\_\_\_\_\_番で登記田・現況宅地です。  
こちら山田委員お願いします。

山田委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 19、\_\_\_\_\_番で登記畑・現況宅地です。  
こちら渡邊推進委員お願いします。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上となります。  
続きまして【報告第15号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。

番号 53、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に田です。

こちら伊藤委員お願いします。

問題ありません。

ありがとうございます。

番号 54、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に田です。

こちら小崎推進委員お願いします。

問題ありません。

ありがとうございます。

番号 55、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_番\_\_\_\_番で登記田・現況雑種地です。

こちら小崎推進委員お願いします。

問題ありません。

ありがとうございます。

番号 56、\_\_\_\_\_番で登記田・現況宅地です。

こちら小崎推進委員お願いします。

こちら問題ありません。

ありがとうございます。

番号 57、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に田です。

こちら中野委員お願いします。

問題ありません。

ありがとうございます。

番号 58、\_\_\_\_\_番で登記・現況畑です。

こちら日下部委員お願いします。

問題ありません。

ありがとうございます。

以上で農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて質問などありますか。

(質問等特になし)

続きまして、【その他】農業委員会による最適化活動の推進等についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 事務局説明

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日、金曜日、午後 2 時から、清須市役所南館 3 階大会議室（本日と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和 4 年度第 7 回農業委員会を閉会します。

お疲れ様でした。



—終了時刻午後 2 時 4 0 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。